

令和6年度

西宮市立白水峡公園墓地 (一般墓地)使用申込のご案内【1次募集】

西宮市は市立白水峡公園墓地(一般墓地)使用者を募集します(1次募集)。案内書をよくお読みになったうえで
申込んでください。

- ※ 必ず現地をご覧いただき、区画の状況をよく確認してから申込んでください。
- ※ 埋葬できる遺骨がなく、生前に墓地を用意するための申込みはできません。
- ※ 一部の民間事業者や代行業者などからの市立墓地の募集に関する案内等が行われていても
本市とは一切関係ありません。

▼ 募集墓所

市立白水峡公園墓地80区画(新規区画)

面積	使用料	管理料	区画数
3.0㎡	585,330円～617,550 円	53,700円	80

- ◎ 今回募集する墓所は、新しく設置したものであり、募集する区画の面積はすべて3.0㎡です。
ただし、区画の方位や位置によって、区画ごとに使用料・管理料は異なります。
- ◎ 使用料・管理料の合計額を当選後の手続き完了後に納期限までに一括納付していただきます。

▼ 申込受付期間 令和6年10月10日(木)～令和6年11月8日(金)まで

※令和6年11月8日(金)必着。令和6年11月9日(土)以降に到着した申込みはすべて無効。

▼ 申込みについて

- ① 市立白水峡公園墓地使用申込書に申込者の令和6年10月10日(木)以降に発行された住民票
(申込者世帯全員の氏名・続柄・本籍地の記載があるもの。マイナンバーの記載がないもの。)
を同封した上で、西宮市 斎園管理課へ郵送してください(墓地管理事務所や各支所では申込み
できません)。
- ② 申込みは「募集区画一覧表」「募集区画位置図」などを参照のうえ、申込番号1番から80番の区画の
うち、第1希望から最大で第3希望までの区画を選択してください。
- ③ 同時期に実施する「市立白水峡公園墓地」と「市立満池谷墓地」の両方の募集に申込みことはでき
ません(いずれか片方のみ申込可能です)。

▼ 抽選結果発表日 令和6年12月11日(水)

1次募集後、当選者が決定しなかった区画については、1次募集で落選された方を対象に2次募集
(再募集)を行う予定です。1次募集に申込みされていない方が2次募集に申込みすることはできません。

お問合せ先 西宮市 斎園管理課 電話 (0798) 35-3306
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

1 申込みから使用許可までの手続きの流れ

申込みから使用許可までの手続きの流れについて時系列順に記載しています。

各手続きの詳細については該当のページでご確認ください。

- ① 募集案内の配布 : 令和6年10月10日(木)から配布
- ② 申込受付期間(p5) : 令和6年10月10日(木)～令和6年11月8日(金)まで
令和6年11月8日(金)必着。申込受付期間後の申込みはすべて無効。

市立白水峡公園墓地使用申込書に必要事項を記入し、申込者の令和6年10月10日(木)以降に発行された住民票(申込者世帯全員の氏名・続柄・本籍地の記載があるもの。マイナンバーの記載がないもの。)を同封して、西宮市 斎園管理課へ郵送してください。

(申込状況):市のホームページで令和6年10月23日(水)と令和6年11月1日(金)に掲載予定
(申込結果):市のホームページで令和6年11月25日(月)～令和6年12月9日(月)まで掲載予定

- ③ 抽選番号通知(p6) : 令和6年11月25日(月)頃発送予定
- ④ 抽選(p6) : 令和6年12月10日(火)
- ⑤ 抽選結果(p6) : 令和6年12月11日(水)
令和6年12月11日(水)～令和7年1月31日(金)まで市のホームページに掲載(予定)するほか
西宮市役所東館7階斎園管理課事務室前に掲示
抽選結果通知(はがき)は、令和6年12月20日(金)頃発送予定。
- ⑥ 抽選後の手続き案内などの発送(p7) : 令和7年1月24日(金)頃発送予定
- ⑦ 墓地使用料・管理料の納付(p7) : (納付期限)令和7年2月5日(水)
西宮市の指定する金融機関の窓口で期限までに一括でお支払いください。
- ⑧ 使用許可(p8) : 令和7年2月17日(月)以降
使用料・管理料の入金確認後、墓地使用許可書を郵送します。
墓地使用許可書交付後に、当選した墓地を使用することができます。
- ⑨ 2次募集(再募集)(p8) : 令和7年3月3日(月)～令和7年3月14日(金)まで

1次募集のすべての区画の抽選に落選した方が対象です。

募集の詳細につきましては、令和7年1月24日(金)頃に郵送する「2次募集(再募集)の案内書」で案内します。

2 申込資格

◎ 申込みは、次の(1)～(4)までのすべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 令和6年10月10日(木)現在、西宮市内に住所を有している方(住民登録をしている方)であること。
- (2) お墓を主としておまつり(管理)する方であること。
- (3) 配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族の遺骨(焼骨)がある方で(分骨による申込みは認めません)、つぎの一つにあてはまる方であること。

- ① 現に遺骨を自宅などに持っている方(埋火葬許可証の原本があること)
- ② 他の墓地 **(原則、西宮市立墓地を除く)**または納骨堂に遺骨があつて、その遺骨を改葬する方(ただし、改葬許可書がとれることを条件とする)

※ 改葬許可書とは、既に墓地または納骨堂にある遺骨を他の墓所に移す時に、墓地等の管理者の証明を得て、墓地等の所在する市町村長の許可を得た書類のことをいいます。

- (4) 同一被埋葬者(死亡者)に対して2名以上の申込み(重複申込み)をしていないこと。

3 申込みにあたっての注意

- (1) 同時期に募集する「**市立白水峡公園墓地(一般墓地)**」と「**市立満池谷墓地**」の両方に申込みすることはできません(「**市立白水峡公園墓地(一般墓地)**」に申込みれる方は、同時期に募集する「**市立満池谷墓地**」に申込みることができません)。
- (2) 「**市立白水峡公園墓地(一般墓地)**」と「**市立白水峡合葬式墓地**」の両方の募集に申込みすることはできません(「**市立白水峡公園墓地(一般墓地)**」に申込みれる方は、1次募集の抽選結果が判明するまで「**市立白水峡合葬式墓地**」に申込みることができません。)
- (3) **申込みは1世帯で1回のみ。同一世帯で複数回の申込みは認めません。**※1世帯とは、同一の住民票に記載されている方々です。
- (4) 西宮市立墓地の使用者(今後西宮市立墓地を承継する者も含む)の申込みは原則できません。ただし、下記のいずれかに該当し、**当選後すみやかに現在使用している西宮市立墓地を市に返還する場合に限り**、例外的に申込みを認めるものとします。
 - ① 西宮市立一般墓地の使用者が高齢等の理由により墓参することが困難となったため、当該墓地を移転する目的で申込み場合
 - ② 西宮市立白水峡合葬式墓地の使用者が合葬室を一度も使用することなく申込み場合
 - ③ 西宮市立白水峡合葬式墓地の使用者が一時安置室から遺骨を改葬する目的で申込み場合

※ 上記の措置は、例外的に申込みを認める趣旨であり、**当選を確約するものではありません。**

※ 上記①～③に該当する場合でも、当選した場合には、墓地の使用料および管理料は納期限までに全額一括で納入していただく必要があります(分割納付や納期限の延長は認めません)。また、使用料および管理料の減免はありません。

※ 上記①に該当する場合の墓地の撤去費用や墓石の移設費用等はすべて自己負担となります。市は一切費用を負担しません。

- (5) 申込みは「募集区画一覧表」「募集区画位置図」などを参照のうえ、**申込番号1番から80番の区画のうち、第1希望から最大で第3希望までの区画を選択してください(必ず「市立白水峡公園墓地募集」の申込番号をご記入ください)。**
- (6) **1次募集後、当選者が決定しなかった区画については、1次募集で落選された方を対象に2次募集(再募集)を行う予定です。1次募集に申込みされていない方が2次募集に申込みすることはできません。**
- (7) 墓地の使用許可は個人に対して行うものであり、団体や法人などを使用者とすることはできません。また、使用者名義を共有することはできません。
- (8) 墓地の使用許可は、市が使用者に対して墓地の使用を許可するものです。使用者が墓地を使用する権利を第三者に転貸・譲渡することはできません。
- (9) 当選後、申込者を墓地使用者として使用許可を行います。
使用者の変更手続きは、原則として使用者が亡くなった場合に限りです。
- (10) 市立白水峡公園墓地(一般墓地)は、いわゆる永代供養の墓地ではありません。今後使用者が亡くなられた場合には、使用者の変更手続きが必要となります。
ご使用の墓地が無縁化しないようご親族で十分にご相談のうえ、お申込みください。
- (11) 当選した墓所は、定期的に清掃を行うなど、墓地使用者の責任で適切な管理を行ってください。使用している墓所に樹木や雑草が発生した場合でも、樹木の伐採や剪定にかかる費用は使用者の負担となります。
- (12) 市立白水峡公園墓地(一般墓地)の使用料・管理料につきましては、当選後の手続きの際にお渡しする納付書を使用し一括でお支払いしていただきます。分割払いや納付期限の延長は認めません。
- (13) 墓碑の建立は**1区画に1基とし、申込者名で建立(刻印)**していただきます。
- (14) 石材店等とのトラブルに関して市は一切関与いたしません。
- (15) 申込内容に虚偽の記載がある時や不正な手段で申込みをされた時は、申込みを無効とします。
- (16) 申込受付後は、内容の変更はできません。
- (17) ご提出いただいた書類等については返却いたしません。

墓地当選後に「実際に現地を確認したら、望んでいた立地条件ではなかった」・「墓地を用意することに親族の了解を得られなかった」等の理由で当選を辞退されるケースが見受けられます。このような理由で当選を辞退された場合には、今後、墓地募集時の申込みに制限を設ける可能性もございます。

今年度も多数の方の申込みが予想されるため、**墓地を申込みされる際には、事前に必ずご親族で十分に話し合いをしていただきますようお願い申し上げます。**

4 申込方法

申込受付期間:令和6年10月10日(木)～令和6年11月8日(金)

※ **令和6年11月8日(金)必着。**申込受付期間後の申込みはすべて無効としますので、ポストへの投函は、集配時間に十分注意して行って下さい。

- ① 申込みは、市立白水峡公園墓地(一般墓地)使用申込書に必要事項を記入し、申込者の令和6年10月10日(木)以降に発行された住民票(申込者世帯全員の氏名・続柄・本籍地の記載があるもの。マイナンバーの記載がないもの。)を所定の封筒に入れ、西宮市 斎園管理課へ郵送して下さい

※ 市のホームページから案内書をダウンロードした場合は、所定の封筒はございませんので、各自で準備された封筒をご使用ください。

(注意)

- ・ 申込者及び被埋葬者(死亡者)の氏名は、本名を記入してください(通称名がある場合は通称名も記入してください)。
- ・ 住民票が複数枚にわたる場合は切り離さずそのまま郵送してください。
- ・ ご提出された氏名・住所・電話番号などの個人情報、墓地使用申込手続き及び墓地管理以外の目的には利用しません。

- ② 「募集区画一覧表」「募集区画位置図」などを参照のうえ、申込番号1番から80番の区画のうち、**第1希望から最大で第3希望までの区画を選んで申込んでください。**

なお、申込受付後に申込内容の変更はできませんので、事前に現地見学を行うなど希望する区画を十分に確認のうえ、記入に誤りがないように申込んでください。

- ③ 「市立白水峡公園墓地(一般墓地)」の申込者は、同時期に募集している「市立満池谷墓地」に申込みことはできません。

また、「市立白水峡合葬式墓地」に申込まれている方(使用許可を受けている場合を除く)は、「市立白水峡公園墓地(一般墓地)」に申込みことはできません。

【申込状況・結果のお知らせについて】

(1) 申込状況

令和6年10月23日(水)および令和6年11月1日(金)に、各前日までの申込み状況を西宮市のホームページ「墓地・納骨堂募集のご案内・お知らせ」でお知らせします。

(2) 申込結果

令和6年11月25日(月)から令和6年12月9日(月)まで西宮市のホームページ「墓地・納骨堂募集のご案内・お知らせ」で申込結果をお知らせします。

○ 墓地・納骨堂募集のご案内・お知らせ (市ホームページのページ番号:31853612)

<https://www.nishi.or.jp/dekigotoindex/okuyami/bochinokotsu/noukotu.html>

5 抽 選

▼ 抽選番号の通知

申込受付後、抽選番号通知書(ハガキ)を郵送します。通知書は令和6年11月25日(月)頃発送予定。
通知書が到着しない場合は斎園管理課(0798-35-3306)までお問い合わせください。

▼ 抽 選 日: 令和6年12月10日(火)

※ 事務処理の効率化を図るため、今年度から抽選は非公開とします。

(参考) 抽選方法について

抽選システムを利用して、各申込者が選択した第1希望から第3希望までの区画ごとに自動抽選を行い、
当選者をランダムに決定します。いずれの抽選でも補欠当選者は設けません。

(例) AさんからFさんの5人が第1希望から第3希望までの区画を下記のとおり選択したとする。

※ ①～⑤は区画番号を表し、着色している区画番号は「当選区画」を表すこととする。

	第1希望区画	第2希望区画	第3希望区画
Aさん	①【当選】	②	③
Bさん	①【落選】	③【当選】	②
Cさん	②【当選】	①	④
Dさん	②【落選】	④【当選】	①
Eさん	②【落選】	④【落選】	⑤【当選】
Fさん	①【落選】	②	④

【抽選1回目】

Aさん、Bさん、Fさんは、全員第1希望の区画①を希望しているため抽選。
Cさん、Dさん、Eさんは、全員第1希望の区画②を希望しているため抽選。
⇒ 抽選の結果、区画①については、Aさんが当選。区画②については、Cさんが当選。

【抽選2回目】

区画①および②については抽選1回目で当選者が決定しているため、2回目以降の抽選は行わない。
第2希望でBさんだけが区画③を希望しているため、区画③についてはBさんが当選。
Dさん、Eさんは第2希望で区画④を希望しているため抽選。⇒ 抽選の結果、Dさんが当選。

【抽選3回目】

区画①から④については、抽選1回目と2回目で当選者が決定しているため、抽選は行わない。
第3希望でEさんだけが区画⑤を希望しているため、区画⑤についてはEさんが当選。

▼ 抽選結果の発表・通知

抽選結果は令和6年12月11日(水)から令和7年1月31日(金)まで西宮市役所東館7階斎園管理課事務室前に掲示するほか、市のホームページ「墓地・納骨堂募集のご案内・お知らせ」で掲載します(電話での抽選結果のお問い合わせには、お答えできません)。

○ 「墓地・納骨堂募集のご案内・お知らせ」(市ホームページのページ番号:31853612)

<https://www.nishi.or.jp/dekigotoindex/okuyami/bochinokotsu/noukotu.html>

6 抽選後の手続き

令和7年1月24日(金)頃、申込者全員に「抽選後の手続き案内」などを郵送します。

抽選結果によって、送付する書類や今後の手続きが異なります。

1次募集の抽選に当選された場合は「①当選された方」の項目をご確認いただき、落選された場合には、「②落選された方」の項目をご確認ください。

① 当選された方

1次募集の抽選に当選された方には下記の(1)～(5)の書類を送付します。

抽選に当選された方は下記の(3)から(8)の書類を令和7年2月5日(水)までに市(斎園管理課)までご提出ください。

- (1) 抽選後の手続き案内
- (2) 墓地使用料・管理料納付書 ※注1
- (3) 墓地使用許可申請書
- (4) 墓地使用に関する誓約書
- (5) 暴力団排除の推進に関する誓約書
- (6) 使用者(当選者)と被埋葬者(死亡者)との続柄を証明する戸籍謄本や除籍謄本等
- (7) 埋火葬許可書または改葬許可書の写し ※注2
- (8) その他市から提出をお願いする書類

(注 意)

- 1 墓地使用料・管理料の納付について 分割払いや納付期限の延長はできません。

1次募集の抽選に当選された方は、令和7年2月5日(水)までに、墓地使用料と管理料を納付書記載の金融機関(ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行では納付できません)で払込みをしてください。

なお、西宮市 斎園管理課の窓口や各支所での現金のお取扱いはできません。

- 2 埋火葬許可書又は改葬許可書について

遺骨を自宅保管している方は埋火葬許可書(原本)、遺骨を改葬する方は改葬許可書(原本)をご準備ください。

改葬許可書の発行については、ご遺骨を納骨されている墓地・寺院等の所在する市町村にご相談ください(提出期限までに埋火葬許可書や改葬許可書を準備できない場合は、当選を取り消すことがあります。)

② 落選された方

1次募集の抽選に落選された方には、下記の書類を送付します。

- 2次募集(再募集)の案内書

7 使用許可

1次募集の抽選の当選者で、墓地の使用料と管理料の入金が確認できた方については、

令和7年2月17日(月)以降に墓地使用許可書を順次郵送します。

※金融機関の状況によっては、墓地の使用料と管理料をお支払いいただいてから入金を確認するまでに3週間程度かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※墓地使用許可書がお手元に届けば、当選された墓地を使用することができます。

墓地使用許可書が交付されるまで、墓地の工事等はできませんのでご注意ください。

8 使用許可の取消について

次の事項にあてはまる場合は、西宮市立墓地条例により、**墓地の使用許可取消**の対象となりますのでご注意ください。

- (1) 墓地の使用者が許可を受けた日から1年を経過しても囲障等の施設を設けなかったとき。
- (2) 墓地の使用者が許可を受けた日から7年を経過しても墳墓を設けなかったとき。
- (3) 墓地の使用者が死亡した日から10年を経過しても使用を承継する者がいないとき。
- (4) 墓地の使用者が行方不明となって20年を経過したとき。
- (5) 墓地の使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (6) 墓地の使用者が使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- (7) 虚偽の申請その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (8) 西宮市立墓地条例の規定や使用許可に付された条件に違反したとき。

9 2次募集(再募集)について

1次募集のすべての抽選に落選された方を対象に、下記のとおり2次募集(再募集)を行います。募集の詳細につきましては、**令和7年1月24日(金)**頃に郵送する「2次募集の案内書」で案内します。

申 込 期 間: 令和7年3月3日(月)から令和7年3月14日(金)まで

対 象 区 画: 「市立満池谷墓地募集」及び「市立白水峡公園墓地(一般墓地)募集」の1次募集で当選者が決定しなかったすべての区画

※ 1次募集ですべての区画の当選者が決まった場合には、2次募集は実施しません。

申 込 方 法: **斎園管理課窓口(西宮市役所東館7階)で先着順で受付。**
電話や電子メールでの申込みは不可。

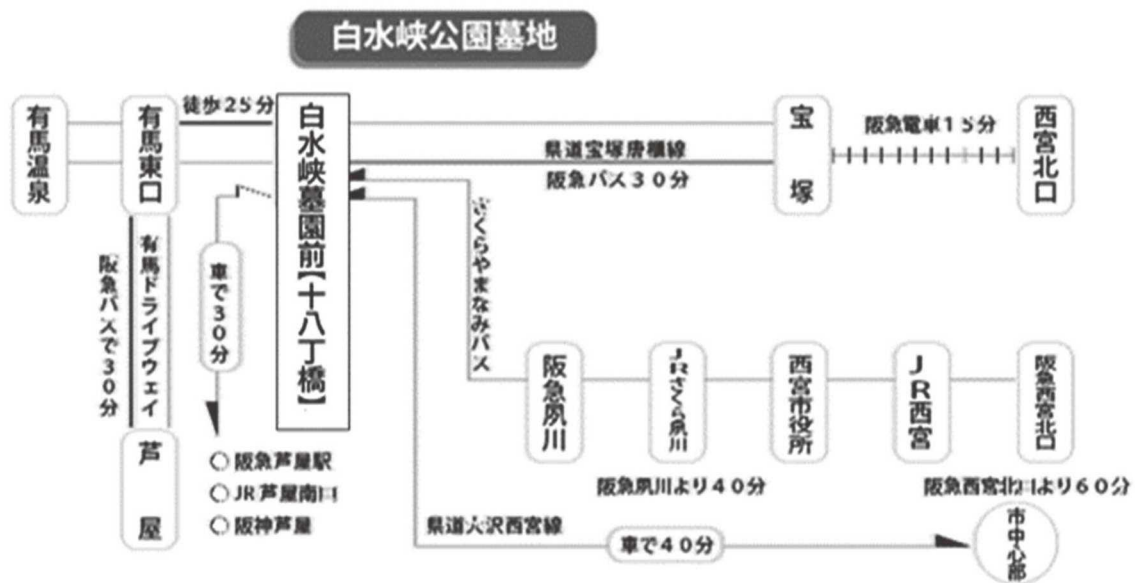
申 込 条 件: 申込みには次の両方の項目に該当している方が対象です。

- ① 「市立白水峡公園墓地(一般墓地)募集」の1次募集ですべての区画の抽選に落選された方
- ② 2次募集に申込後、2週間以内に墓地使用料・管理料全額を確実に納付できる方

10 その他注意事項

- ▼ 募集区画の見学はご自由に行っていただけます(午前9時から午後5時まで)
- ▼ 市立墓地の申込みは申込者本人のみ可能であり、業者による代行申込はできません。
- ▼ 市立墓地内で商行為をする業者には、対応しないようくれぐれもご注意ください。
- ▼ ご使用の墓所(区画)内の清掃やお手入れは、使用者やご親族で行ってください。
- ▼ 市立墓地に埋葬(納骨)される際に職員の立ち合いはありません。
- ▼ 将来お墓じまい等で墓地が不要となった場合には、墓地を原状に復していただいたうえで市に返還する必要があります。市が墓地に埋葬されているご遺骨を引き取ったり、墓石等を撤去することはありません。
- ▼ 墓石の建立費用や撤去費用を市が負担することはありません。

11 白水峡公園墓地へのアクセス



12 よくある質問

Q1 遺骨の代わりに遺品などを埋葬する目的で申込みことはできますか。

A1 天災や事故などで遺骨を回収できない事情がある場合には、遺骨の代わりに遺品などを埋葬する目的で申込みを認めることがあります。詳しくは斎園管理課までご相談ください。

Q2 申込みは第3希望の区画まで選択できるとのことですが、必ず第3希望の区画まで選択しなければなりませんか。

A2 申込みは最大で第3希望の区画まで選択できますが、必ずしも第3希望まで選択していただく必要はありません。第1希望の区画のみの申込みや、第2希望までの区画を選択しての申込みも可能です。

Q3 既に「市立白水峡合葬式墓地」に申し込んでいる場合でも、市立一般墓地に申込みことはできますか。

A3 「市立白水峡合葬式墓地」を申し込んでいる場合には、市立一般墓地を申込みことはできません。

ただし、合葬式墓地の使用許可を受けている場合(合葬式墓地使用許可書が届いている場合)であって、下記のいずれかに該当する場合には、例外的に一般墓地への申込みを認めます。

- ① 合葬室を一度も使用せずに、合葬式墓地の使用を辞退する場合
- ② 一時安置室から遺骨を改葬するために、合葬式墓地の使用を辞退する場合

Q4 2次募集(1次募集で当選者が決まらなかった墓地の募集)だけに申込みことはできますか。

A4 できません。2次募集は、1次募集のすべての抽選に落選された方が対象です。

Q5 現地を確認する際に、市で案内していただけますか。

A5 現地確認はご自身でお願いします。

Q6 墓地使用料・管理料の減免はありますか。

A6 ありません。墓地使用料・管理料は、市が指定する期限まで一括で全額納付してください。

Q7 墓石を建立してもらう石材業者の斡旋や指定はありますか。

A7 石材業者の斡旋や指定はありません。